

# 大師公園その他野球場の指定管理者業務仕様書

## 1 施設概要

名称及び所在地	
大師公園	川崎市川崎区大師公園 1
桜川球場	川崎市川崎区桜本 1 丁目 1 4 - 3 (桜川公園内)
池上新田球場	川崎市川崎区池上町 1 - 3 (池上新田公園内)
小田球場	川崎市川崎区小田 4 丁目 2 0 - 3 8 (小田公園内)
設置条例	
川崎市都市公園条例 (昭和 32 年条例第 6 号、以下「条例」という。)	
施設の概要 (指定管理面積及び主な施設) <span style="float: right;">施設合計管理面積 111,012 m<sup>2</sup></span>	
大師公園	大師公園 87,956 m <sup>2</sup> のうち、83,110 m <sup>2</sup> (公園内防災備蓄倉庫、公園内プール、こども文化センター・老人いこいの家 4,846 m <sup>2</sup> は指定管理区域外)
	運動施設 (軟式野球場 1 面、少年野球場 1 面、ゲートボール場 1 面、テニスコート 3 面)
	修景施設 (瀋秀園、噴水、カナル)
	園路・広場 (芝生広場、緑陰広場、子供広場、わんぱく広場、園路) 遊戯施設 (大型複合遊具、砂場) 休養施設 (四阿、ベンチ) 便益施設 (屋外トイレ 3 ヶ所、有料駐車場) 管理施設 (管理事務所 1 棟)
桜川球場	桜川公園 28,104 m <sup>2</sup> のうち、11,095 m <sup>2</sup>
	運動施設 (軟式野球場 1 面)
	便益施設 (無料駐車場) 管理施設 (管理事務所 1 棟)
池上新田球場	池上新田公園 19,967 m <sup>2</sup> のうち、8,300 m <sup>2</sup>
	運動施設 (軟式野球場 1 面)
	便益施設 (無料駐車場) 管理施設 (管理事務所 1 棟)
小田球場	小田公園 24,624 m <sup>2</sup> のうち、8,507 m <sup>2</sup>
	運動施設 (軟式野球場 1 面)
	便益施設 (無料駐車場) 管理施設 (管理事務所 1 棟)

## 2 指定管理者が行う業務

指定管理者が川崎市都市公園条例（以下、「条例」という。）第18条の4に基づき行う業務は、条例第6条に規定する有料で利用させる公園施設のうち、上記の軟式野球場、テニスコート、大師公園駐車場（以下「有料施設」という。）及び大師公園少年野球場の運動施設の利用受付等の管理運営業務並びに上記公園施設・園内の点検、整備、清掃等の維持管理業務である。なお、池上新田公園及び小田公園においては、各公園内にある軟式野球場専用駐車場を運営業務範囲とする。

### (1) 利用の禁止又は制限に関する業務

指定管理者は、条例第5条第2項の規定に基づき、指定管理者が管理を行う管理施設又はその一部の区域の一部又は全部の利用を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

### (2) 利用の承認に関する業務

ア 条例第7条第2項及び第3項の規定に基づく、有料施設のうち軟式野球場、テニスコート（以下「有料運動施設」という。）の利用の承認に関する業務については、川崎市公共施設利用予約システム（以下「ふれあいネット」という。）又は別途市が実施する利用申込方法により、各施設の予約に対して承認を行うものとする。なお、大師公園管理事務所内にふれあいネット専用の管理者端末を配備し、桜川公園、池上新田公園及び小田公園の各管理事務所内に軟式野球場利用者情報受信用のファクシミリを配備する。

イ 指定管理者は、条例第7条第3項の規定に基づき、承認を行うに当たっては、管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

ウ 指定管理者は、有料運動施設及び少年野球場については、降雨・降雪や霜、濃霧、雷などの天候・気候の影響により、グラウンドコンディション等が悪く、正常・安全な利用ができないと判断する場合には、既に利用を承認している場合においても、利用を中止することができる。

### (3) ふれあいネットに関する業務

ふれあいネットの管理者端末及び利用者情報受信用ファクシミリ、並びにふれあいネット利用者に対するサービスについて、次の業務を行う。なお、ふれあいネットシステム上での利用申込・抽選・利用確定の機能が使用できない期間においては、市と指定管理者で協議して決めた範囲の業務を市が行うことができる。

ア ふれあいネット利用者の登録に関する各種申請の受付及び関連する情報等の管理

イ 有料運動施設の空き情報の提供

ウ 有料運動施設の使用等に関する申請の受付

エ 有料運動施設を使用承認した者と実際の使用者の照合確認及び関連性の調査等

オ 有料運動施設の使用状況等の調査

カ ふれあいネットの利用方法の案内

キ 管理者端末及び利用者情報受信用ファクシミリの日常的な管理

ク 市又はふれあいネット運用センターからの照会に対する回答

### (4) 利用料金の収受に関する業務

ア 指定管理者は、条例第8条の2の規定に基づき、利用承認を行った者から利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受する。

イ 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者自らの収入とする。

ウ 利用料金は、原則として前払いにより収納すること。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

エ 利用料金において、現金や金券を取り扱う場合には、安易な方法によらず、事故が起こらないような人員体制を整えること。また、事前に取扱者名簿を市に提出すること。

オ 指定管理者は、利用料金の毎日の売上金と釣銭を適正に管理すること。

カ 利用料金の收受方法は、利用者の利便性に配慮したものであれば、現金を直接、施設・現地に於いて收受しない納付方法として、口座振替方式、電子決済方式、プリペイドカード方式、利用券・回数券方式などを採用することができるものとする。

ただし、納付方法は、指定管理開始前までに市と協議のうえ、承認を得た方式でなければならない。また、指定期間の途中において、利用料金の收受方法を変更する場合には、変更する3か月前までに市と協議のうえ、承認を得なければならない。

キ プリペイドカード方式、利用券・回数券方式を採用する場合には、発券機・券売機を備え付けることができる。

ク 利用料金を収納した際には、利用料金を支払った納付者に領収書又は領収書に代わるものを発行しなければならない。

ケ 複数利用回数分に相当する料金をまとめて納付させる方式を採用する場合には、割引サービスを設定することも可能とする。なお、現金代えて発行するプリペイドカード方式、利用券・回数券方式などの有効期限は、当該年度末までとすること。

#### (5) 利用料金の返還に関する業務

指定管理者は、条例第20条第2項及び規則第15条第2項の規定に基づき、あらかじめ市長が定める次の基準に従い、既に支払われた利用料金の全部又は一部を返還することができる。

ア 天候その他不可抗力により、利用することができないとき。

イ 公益上の必要又は市若しくは指定管理者の都合により、利用を停止し、又は承認（条例第7条第2項の承認に限る。以下同じ。）を取り消したとき。

ウ 承認を受けた者から軟式野球場は利用予定日の7日前までに、テニスコートは利用予定日の3日前までに承認の取消しを申し出たとき。

エ その他市長が返還を適当と認めるとき。

#### (6) 利用料金の減免に関する業務

指定管理者は、条例第21条第2項及び規則第16条の規定に基づき、あらかじめ市長が定める次の基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

ア 減額

(ア) 公益の増進するものと認めるとき。

(イ) その他市長が減額するのを適当と認めるとき。

イ 免除

(ア) 市長が特に必要と認めるとき。

#### (7) 監督処分に関する業務

ア 指定管理者は、条例第22条第3項の規定に基づき、条例第7条第2項の承認を受けたものであって次のいずれかに該当するものに対し、当該承認を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(ア) 条例又は条例の規定に基づく処分に違反している者

(イ) 条例第7条第2項の承認に付した条件に違反している者

(ウ) 偽りその他不正な手段により、条例第7条第2項の承認を受けた者

イ 指定管理者は、条例第22条第4項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合には、条例第7条第2項の承認を受けた者に対し、上記アに規定する処分をすることができる。

(ア) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合

(イ) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じた場合

(ウ) 都市公園の管理上以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

## (8) 施設の運営に関する業務

休養、娯楽、運動、レクリエーションなど公園が持つ機能を十分に発揮させ、市民が利用しやすい公園とするための業務を行う。

### ア 公園の運営について

#### (ア) 管理体制について

- ・大師公園内の管理事務所の開所時間は、原則8時30分から17時15分までとし、利用者対応等の必要に応じて時間を延長すること。
- ・大師公園内の管理事務所で指定管理区域内の業務を統括することとし、管理事務所長1名を配置すること。
- ・有料施設は、予約状況に応じて適宜必要な人員を配置すること。
- ・有料施設利用にあたり、利用者から雨天時のグラウンドコンディション等について確認の問合せがあった際には適切に対応すること。
- ・桜川公園、池上新田公園及び小田公園の管理事務所は、必要に応じて活用すること。

#### (イ) 光熱水費、通信料等について

- ・管理運営上必要な光熱水費のうち水道料金及び電気料金については市の負担とするが、節約に努めること。
- ・ガス、電話料金、その他通信料等については指定管理者が負担とすること。
- ・光熱水費等利用実績について、異常が認められた場合には、速やかにその旨を市に報告すること。

※令和2年度使用実績 ガス料金 28千円、 電話料金（固定電話）79千円

#### (ウ) 非常時・災害時対応の確立について

- ・指定管理者は、災害が発生した場合に法令に基づいて適切に避難誘導する等、状況に応じて利用者の安全確保に努めること。
- ・指定管理者は、安全管理に係る業務として、災害発生時に備えて、緊急時の対応、防犯対策及び防災対策に関するマニュアルを運営開始前までに作成し、従事者に周知徹底を図ること。
- ・指定管理者は、利用者の急な病気やけが等が発生した時には、適切に対応すること。
- ・管理責任者及び防火管理者を配置し、消防計画を作成し、消防訓練や避難訓練等を行い緊急時の対応に備えること。
- ・災害等の発生に対応できるよう災害時に必要な資機材等を用意しておくこと。
- ・事故等が発生した場合は、速やかに、その原因や状況及びそれに対する処置を市に報告すること。
- ・風水害その他の事由（警報や注意報を含む）により、利用者の安全が脅かされるおそれがあり、施設提供等の中止又は停止を行う必要があると認める場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。ただし、急を要する場合は、緊急時の対応として指定管理者の判断にて施設提供等の中止又は停止を行い、その後速やかに、その原因や状況及びそれに対する処置を市に報告すること。
- ・風水害その他の事由により、施設や設備が損壊するなどして、施設の利用制限をする必要がある場合は、市に報告し、承認を得ること。
- ・市に災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部と連携するとともに市の指示に従うこと。

#### (エ) 損害賠償責任

- ・指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

- ・施設において、事故等が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故等の発生時には直ちにその旨を市に報告すること。

(オ) 巡回・警備

- ・随時、園内のパトロールを行い、ノーリードによる犬の散歩その他危険・迷惑行為に対しては積極的に声掛け等により注意指導を行って、利用者の安全確保やマナーの向上に努めること。
- ・危険・迷惑行為の事例については、定例的に報告すること。
- ・様子がおかしい子ども（いじめ等）や認知症高齢者の徘徊など、園内における異変を発見した場合は、大師地区健康福祉ステーションや警察署に、適時、適切に連絡するなど、園内の見守り活動に努めること。

※園内の見守りを実施するに当たっては、「地域見守りネットワークリーフレット」等を参照してください。<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000073911.html>

- ・川崎大師平間寺が隣接しているという地域の特性を踏まえ、年末年始から概ね2月初旬までの来訪者が多い時期には、夜間を含めた警備を実施すること。警備内容については次の通りとし、人出や駐車場利用の多寡を考慮して必要に応じた人員を配置すること。

駐 車 場 外	駐車場利用車両と通行車両との通行の整理
駐 車 場 内	駐車車両の整理誘導
公 園 内	公園内の通行者（主に川崎大師の参拝者）の安全管理・誘導案内 迷惑行為・禁止行為を防ぐための巡回 トイレ利用者のためのトイレトペーパー補充

- ・前記4項目については、大師公園内での取組とするが、その他3公園でも危険・迷惑・異常等に該当する状況を見かけた際には適切な対応を心がけること。

(カ) 遺失物・拾得物の処置・保管業務

- ・区域内で遺失物・拾得物を発見した場合は、適正に保管・処理すること。

(キ) ホームレスへの対応

- ・ホームレスが起居の場所として使用し、一般の公園利用者の適正な利用が妨げられている場合は川崎区役所道路公園センターと協力して必要な措置をとること。

(ク) 広報に関する業務

- ・施設及び事業に関する広報を実施すること。インターネットホームページ、施設案内リーフレット、各種情報を掲載したチラシ等を作成・配布することや、市の広報や民間情報誌等への記事の掲載、SNSを活用した情報発信を必要に応じて行うこと。
- ・市から要請があった場合は、市政だより等、市民に向けた配布物の掲出を行うこと。

(ケ) その他維持管理

- ・小破損修繕等が必要な場合は、1件（分割不可能なもの）あたり30万円（消費税込）を上限として指定管理者の負担により修繕を行うこと。
- ・簡易な修繕の範囲を超える場合は、市と別途協議すること。
- ・指定管理者は、利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努めることし、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。
- ・指定管理者は、あらかじめ次年度以降に必要となる施設の長期保全更新計画を作成し、市に提出すること。

(コ) 廃棄物処理業務

- ・施設から発生する廃棄物の量を抑制するとともに、処理業者による適切な処理のみならず、適切な分別や回収ルートを構築するなど可能な限り資源化していく取組を推進すること。

(サ) モニタリング及び自己評価実施業務

- ・業務の履行状況や事業の実施状況を記録すること。記録は日々適切に更新を行い、市から求められたときに提出できるように保管すること。
- ・指定管理者は、事業計画書等に基づいて本事業を確実に遂行するにあたり、本仕様書に定められた業務の履行状況を確認するため、実施する業務について自己評価を実施すること。なお、統括マネジメント業務の一貫として、マネジメントシステムの一部に自己評価を位置づけ、施設管理実績の評価を行うこと。
- ・業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、定期的に各施設の利用者等からアンケート調査を実施する等、提供するサービスの評価を収集・分析し、自己評価を実施する。その結果については年度ごとに事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させること。

(シ) 事業計画書及び事業報告書作成業務

- ・指定管理者は、各年度の業務の実施に先立ち、次に示す事項を記載した本施設の運営に関する事業計画書及び事業計画書に付随する書類（以下、「事業計画書等」という。）を毎年度の開始の30日前までに市に届け出て、市の承認を受けること。
- ・内容を変更する場合は、事前に市に届け出て、市の承認を受けること。

事業計画書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 指定管理業務の実施に関する基本方針</li> <li>b 管理運営体制に関する事項</li> <li>c 施設の運営及び維持管理業務等に関する事項</li> <li>d 自主事業に関する事項</li> <li>e 収支予算及び執行に関する事項</li> <li>f その他、市が指示する事項</li> </ul>
------------	---

- ・指定管理者は、年度毎に、各年度の業務終了後5月末日までに、次に示す事項を記載した事業報告書及び事業報告書に付随する書類を市に提出すること。

事業報告書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 業務の実施状況に関する事項</li> <li>b 業務に要した経費等の収支状況に関する事項</li> <li>c 利用料金収入の実績に関する事項</li> <li>d 事故等への対応に関する事項</li> <li>e 利用者からの意見等の把握結果及び対応状況に関する事項</li> <li>f 業務改善に関する事項</li> <li>g 自主事業に関する事項</li> <li>h 業務の実施結果に対する自己評価</li> <li>i その他市が指示する事項</li> </ul>
------------	---

(ス) 事業報告書（月次・四半期・年間）の作成業務

- ・指定管理者は、維持管理・運営業務に関する次の事業報告書及び事業報告書に付随する資料を作成し、市に提出すること。なお、報告事項の詳細については、市と指定管理者との協議により決定するものとする。

日 報	指定管理者が保管し、市の要請に応じて提出すること。
月 報	<p>指定管理者は、月毎の事業報告書(月報)を翌月10日までに、次の各号に示す事項を記載し、甲に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 利用実績(利用者、利用率等)</li> <li>2 事業の実施状況(維持管理・運営、自主事業等)</li> <li>3 事故・苦情等への対応に関する事項</li> </ul>

	4 その他市が指示する事項
四半期報	次の各号に示す事項について、四半期毎の事業報告書として、それぞれ7月・10月・1月・4月末日までに市に提出すること。 1 利用実績(利用者、利用率等) 2 事業の実施状況(維持管理・運営、自主事業等) 3 収支報告 4 その他市が指示する事項

(セ) 事業期間終了時の引継ぎ業務

- ・指定期間終了又は指定の取消しにより業務を引き継ぐ際は、次期指定管理者等が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるように引継ぎを行うこと。

業務内容	引継ぎ業務の内容は、指定管理者が実施する全ての業務の次期指定管理者等への引継ぎ業務とする。
業務の方針	1 指定管理者は、指定期間終了時まで、次期指定管理者等に対して円滑に業務の引継ぎ等を行う。 2 指定管理者は、維持管理・運営業務を適切に行うことにより、事業期間が終了したときにおいても、引き続き本施設を使用できるよう、本書に示す良好な状態に保持していなければならない。
仕様・条件等	1 指定管理者は、指定期間の終了までに、本施設の状態について、引き続き利用できるよう本書に示す良好な状態を保持した上で、引き渡す。 2 什器・備品等については、指定期間の終了に際し、備品及び作成した成果物等を市が指定する者に対して引き継ぐ。 3 引継ぎに伴い発生した経費は指定管理者の負担とする。

イ 有料施設等の運営について

- ・条例に基づく有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は次の通りである。指定管理者は、原則として以下に従い本施設の運営を行うこととする。ただし、指定管理者が、本施設のより良い利用の促進のために提案を行う等により、必要に応じ、あらかじめ市の承認を受けた場合には、供用時間及び休場日を変更することができる。
- ・施設・設備の保守点検等による休場日は、各年度の開始前に市と指定管理者が協議し、決定する。また、天災、急を要する工事や設備の点検等その他やむを得ない事由があるときは、指定管理者は、市の承認を得て、本施設を休場とすることができる。

※野球場、テニスコート及び野球場照明施設は有料施設、少年野球場は無料施設

※野球場照明施設を有するのは大師公園内の軟式野球場のみ

※大師公園、桜川公園、池上新田公園、小田公園有料施設等利用実績は別表のとおり

- ・少年野球場の利用調整及び利用方法の広報については、指定管理者が行うものとする。利用調整の方法については市の指示によるものとする。

(ア) 有料施設の供用期間、供用時間及び休場日等

- ・有料施設における供用期間、供用時間及び休場日等については、条例第6条第2項及び運用基準に基づき、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
野球場	4月1日から 10月31日まで	午前6時から午後6時 まで(ただし、照明施設	12月29日から 翌年の1月4	市長は、必要に応じ左欄の供

		を有する施設については午前6時から午後8時30分まで)	日までの日	用期間、供用時間及び休日を変更することができる。
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで (ただし、照明施設を有する施設については11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)		
テニスコート	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後6時まで		
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後4時まで		
野球場照明施設	3月1日から11月30日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	12月1日から翌年2月末日までの日	
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで (ただし、入場については午前5時から午後10時まで)	なし	

(イ) 少年野球場の供用期間、供用時間及び休場日

- 少年野球場における供用期間、供用時間及び休場日については、次のとおりとする。

供用期間	供用時間	休場日
4月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月4日まで
11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで	

(ウ) 予約・受付業務

- 有料運動施設の利用予約は、原則としてふれあいネットを使用して行い、承認をするものとする。また、適正な随時予約及びキャンセルの受付等も行うこと。
- なお、軟式野球場利用予約は、ふれあいネットシステム上での利用申込・抽選・利用確定の機能が使用できない期間においては、原則として別途市が定める予約・受付業務の方法により指定管理者が行うものとするが、その一部については、市と指定管理者で協議して決めた範囲の業務を市が行うことができる。
- 少年野球場については、空いている場合には随時予約申込の受付を行うなど適切に利用調整を行うこと。

- ・降雨・降雪や霜、濃霧、雷などの天候・気候の影響により、グラウンドコンディション等が悪く、正常・安全な利用ができないと判断し利用を中止する場合は、緊急措置としての対応を除き、利用開始30分前までに決定すること。なお、利用を中止場合には、速やかにホームページや現地施設などに利用を中止していることを掲示すること。
- ・業務日誌により特記事項等を毎日記帳し、定期的に川崎市に提出すること。

(エ) 利用者指導・事故防止等

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のため使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。
- ・使用後のテニスコートのブラシ掛け、野球場のトンボ掛けなどの軽整備は、利用者自身が行き、利用時間内に完了させるよう指導すること。

(オ) 入場制限

利用施設において、次のいずれかに該当する状況が認められた場合には、利用者を入場させない、あるいは退場させるよう対処するものとする。

- ・泥酔者
- ・伝染病の疾患であると認められる者
- ・他人に危害を及ぼし又は他人に迷惑となる物品、若しくは動物を携帯する者
- ・他人に不快感を与える恐れがある者
- ・施設を使用することがその者にとって危険であると認められる場合

(カ) 用具等の貸出業務

利用者の活動等の便宜を図るため、備え付けの用具等を必要に応じて貸し出すこととする。貸出状況は貸出簿等により適正に把握するものとする。(トンボ、ベース他)

(キ) 一般開放業務

子どもがのびのびとボール遊びができる場を提供するため、利用者の安全に配慮した上で、いずれか又は複数の野球場を定期的に無料で一般開放すること。一般開放日時の決定に当たっては事前に市の了承を得た上で予約枠を確保するものとする。

**(9) 施設の維持管理に関する業務**

指定管理者は、次により各施設の維持管理に努めるものとする。なお、桜川公園、池上新田公園、小田公園における業務については、ア及びシで示すもののみとする。

ア 野球場

(ア) 全公園共通

- ・業務の実施に当たっては、適切な人員を配置すること。
- ・日常的に行う業務として、施設の運営維持、利用者対応、利用料金の徴収及び施設貸出等を行うこと。
- ・日常的に行う業務として、原則として大師公園で窓口業務、電話問合せ対応及び各種団体との調整を行うこと。
- ・日常的に開場前に行う業務として、各野球場の本体及び付帯施設の点検及び清掃・整地・ライン引き等を行うこと。ライン引きについては、別途市が示す方法に従うこと。
- ・日常的に閉場後に行う業務として、各野球場の不陸整正等を行うこと。
- ・定期的に行う業務として、草刈・排水施設泥上げ・整地及び転圧等を行うこと。
- ・随時行う業務として、除草・内野散水・施設と道具の手入れ・小破損修繕・荒天後の軽整備等を行うこと。
- ・球場予約がある日は、利用開始時間前に球場を開錠するとともに、グラウンド状況の良・不良を確認の上、野球場利用の可否決定をすること。

- ・各種大会やイベント等の開催時においては、受付時に、利用者への利用方法等の注意事項を説明指導すること。
- ・ソフトボールでの利用時等は、必要に応じて市の備品であるマットの設置を行うこと。
- ・通常の利用予約方法によらず、市が野球場で事業を実施する場合等は、市の指示により開錠・施錠等を行うこと。
- ・各公園用のAEDは、毎日動作確認を行い、異常の有無を記録すること。異常がある場合は、平日においては当日中に、土曜日・日曜日・祝日においては翌日以降の直近の平日に市へ連絡し指示を受けること。

#### (イ) 桜川公園・池上新田公園・小田公園

- ・各公園において人員の常駐を必須とはしないが、野球場の予約が入っている時間帯に合わせて、事前準備、利用状況確認、事後整備等が行えるように人員を配置すること。
- ・池上新田公園及び小田公園の野球場利用者専用駐車場は、野球場利用開始の30分前に開錠し、利用終了30分後までに施錠すること。
- ・駐車場の施錠時間になっても場内に車両がある場合は、車両の退場指導を行い退場させること。
- ・予約者来場時に、ふれあいネットから送信された球場予約状況に基づき、予約者の本人確認をしてから施設を利用させること。
- ・公園利用者による路上駐車や球場利用者が球場以外でノック・キャッチボール・素振り等をしている状況を確認した時は、注意してやめさせること。

#### イ テニスコート

- ・業務の実施に当たっては、適切な人員を配置すること。
- ・日常的に行う業務として、施設の運営維持、施設貸出、利用者対応、窓口業務、電話問合せ対応、利用料金の徴収及び各種団体との調整等を行うこと。
- ・日常的に開場前に行う業務として、本体及び付帯施設の点検及び清掃等を行うこと。
- ・日常的に閉場後に行う業務として、清掃等を行うこと。
- ・定期的に行う業務として、排水施設泥上げ等を行うこと。
- ・随時行う業務として、施設と道具の手入れや小破損修繕等を行うこと。

#### ウ 藩秀園 ※令和2年度来園者数 103,765人

- ・盗難及び不良行為等を防止し、かつ安全を確保するために機械警備システム（警報装置）により監視業務を行うこと。
- ・日常的な業務として、開園日は、開園9時の機械警備解除と門扉鍵開け・閉園16時の機械警備セットと門扉鍵閉め、さらに開閉門時及び日中1回の巡視（計3回）及び清掃（1日1回）等を行うこと。
- ・植栽管理としての業務は、適切な時期に高中木剪定（支障対応含む）・低木刈込み・除草を行い、随時病虫害防除を行うこと。
- ・ボタン管理として施肥・終花摘並びに芽かきを行うこと。
- ・秀湖管理として水抜き清掃を高圧洗浄にて行うこと。
- ・鯉飼育としてエサやりを行うこと。

#### エ 園路・広場（大師プール管理棟軒下を含む）

- ・日常的な業務として、巡視・園路広場清掃・ゴミ箱清掃及びゴミの処分を行うこと。
- ・特に、芝生広場内の幼児コーナーについては、重点的に実施すること。
- ・川崎大師の初詣客対策として12月31日から1月4日まで清掃を行うこと。
- ・随時小破損修繕等を行うこと。

#### オ 遊戯施設

- ・日常的な業務として、日常点検（目視）及び砂場清掃を行うこと。
  - ・定期的な業務として、定期点検（触診等）及び砂場天地返しを行うこと。
  - ・随時小破損修繕等、砂場の砂補充落書き落とし等を行うこと。
- カ 給排水施設
- ・給水施設については、随時小破損修繕等を行うこと。
  - ・排水施設については、随時小破損修繕等・柵及び側溝や管清掃等を行うこと。
- キ 休憩施設（ベンチ等）
- ・日常的な業務として、点検を行うこと。
  - ・随時小破損修繕等を行うこと。
- ク 公園灯・時計塔・電気施設
- ・日常的な業務として、点検を行うこと。
  - ・随時小破損修繕等を行うこと。
- ケ ポンプ施設
- ・日常的な業務として、点検を行うこと。
  - ・随時小破損修繕等を行うこと。
- コ 樹木管理
- ・剪定適切な時期に高中木剪定（支障対応含む）・低木刈込み・除草を行い、随時病虫害防除・支柱撤去・灌水・枯損木の処理を行うこと。
  - ・緊急対応として台風災害時等民家や通行上支障となる樹木の処理を行うこと。
  - ・草地については、芝生広場の芝刈りと集草及び園内除草を行うこと。
- サ 管理事務所
- ・盗難及び不良行為等を防止し、かつ安全を確保するために機械警備システム（警報装置）により監視業務を行うこと。
  - ・消防用設備の機能保全のため、消防法（昭和23年法律第186号）17条の3の3の規定による点検業務を行うこと。
  - ・日常的な業務として、開閉・点検・清掃・警備システムの操作とトイレ清掃を行うこと。
  - ・事務所内トイレについては、日常清掃（トイレトーパー補給を含む。）の他に1年に1回尿石除去を行うこと。
  - ・随時小破損修繕等を行うこと。
- シ 物品の管理
- ・施設における業務や利用に支障をきたさないよう、備品の維持管理を行うこと。
  - ・備品の管理に際しては、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
  - ・別表8-1及び別表8-2に基づき、物品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること。
  - ・指定管理経費により購入または調達した備品のうち、指定期間終了の日に残存するものについては、当該日に物品現在高調書により市に報告し、引き渡すものとする。
- ス トイレ
- ・日常業務として、清掃（トイレトーパー補給を含む。）を行い、特殊清掃として、建物全体を含め、高圧洗浄と尿石除去を行うこと。
  - ・随時落書き除去と小破損修繕等を行うこと。
- セ カナール・噴水
- ・日常業務として、清掃を行い、循環ポンプ等のスイッチの操作をすること。
  - ・定期管理として、高圧洗浄清掃及び機械設備保守点検を行うこと。
  - ・随時小破損修繕等を行うこと。

ソ 大師公園内有料駐車場

(ア) 概要

- ・大師公園内にある有料駐車場の概要は次の通りである。

名 称	大師公園駐車場	
所 在 地	川崎市川崎区大師公園 1 (大師公園内)	
面 積	2, 4 1 5. 5 4 m <sup>2</sup>	
駐車可能台数	6 2 台 (内身障者用 2 台、バス 1 台) ※バスは事前予約制	
開 場 期 間	通年	
開 場 時 間	2 4 時間運営	
駐 車 料 金	普通	2 時間以内 400 円、以後 3 0 分ごとに 50 円
	バス	2 時間以内 1, 000 円、以後 3 0 分ごとに 250 円
減 免	身体障害者手帳等を提示された方	
対 象 外	大師公園管理事務所での軟式野球場利用料金の納付を目的とした 6 0 分以内の利用は、当日の駐車料金の支払い対象から除外することができる。	
設 置 機 器	(従前駐車場管理者による機器設置状況) ゲート方式開閉器 2 台、発券機、精算機、入口表示灯、出庫注意灯、バス感知器	

- ・駐車場開閉機は、原則として、機械式ゲート方式による。
- ・駐車場開閉機等必要な機器の設置及び駐車場運営に係る一切の費用 (電気代・リース代等) は、指定管理者の負担とする。
- ・駐車料金や供用時間などについては、上記内容で管理運営するものとし、具体的な管理方法については、別途、市と協議の上、決定する。

(イ) 安全管理業務

- ・本施設を利用するすべての車両及び利用者が、安全かつ快適に利用できるように、必要な安全管理業務を実施すること。

(ウ) 利用状況管理業務

- ・本施設の利用状況を把握し、市に報告すること。

(エ) 自動車等整理業務

- ・本施設利用者の安全に配慮するとともに、円滑な案内に努めること。
- ・入出庫が円滑にでき、混雑が発生しないように運営すること。
- ・各機器の正常な作動に必要な備品・消耗品等については、不良時又は不足時への円滑かつ確実な対応が可能な策を講じること。
- ・放置車両等が存在した場合は、適法・適切に処理すること。

(オ) 安全管理業務

- ・歩行者、車両双方の事故防止策を講じること。
- ・本施設内における車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する防犯マニュアルを作成するとともに、本施設内における保安策を講じること。
- ・駐車場の運営・利用に当たって問題が生じた場合、利用者が指定管理者に連絡する方法を確保し、速やかに問題が解決できる対処方法を確立すること。
- ・夜間等に無人警備を実施する場合には、機械警備等設備を設けること。

(オ) 利用状況管理業務

- ・業務報告書の提出に当たっては、日別の駐車台数並びに駐車場料金徴収額を明記すること。
- ・市が駐車料金の改定を行った場合には、改定内容に従って駐車料金を改定すること。

#### 4 施設利用の基本事項

##### (1) 条例上の利用料金

指定管理者は、利用料金制に基づき、利用者からの利用料金を自らの収入とすることができる。本施設の利用料金については、条例で次の通り上限額を定めており、指定管理者はこの上限額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。

種 別		料 金		
野 球 場		1回2時間以内		2,540円
野球場照明施設		1回1時間以内		6,110円
テニスコート		1回1時間以内		760円
駐 車 場	普通自動車	1台1回	1時間以内	200円
			超過30分毎	100円
	純中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台1回	1時間以内	500円
			超過30分毎	250円

※上記の料金は令和5年5月利用分から適用し、令和5年4月利用分は旧料金を適用する。

##### (2) 減免規定

指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、利用料金の減免に伴う利用料金の減収については、市からの補填等の措置は行わない。

#### 5 自主事業

指定管理者は、創意工夫に基づく、公園及び公園施設の特徴を活かした大師公園の魅力向上と利用促進を目的として、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができる。実施する場合は必ず提案をして、市の承認を受け、自主事業終了後は市に報告するものとする。

- (1) 自主事業の企画に当たっては、都市公園としての設置目的を達成するため、市民ニーズに対応した事業を企画し、公園本来の設置目的、機能を損なわないよう注意すること。
- (2) 特定の団体だけに恩恵のある事業は自主事業とは呼ばず、そのような事業は公の施設としての性質上認められない。そのような事業について市は承認しないので、公園及び公園施設全体への波及効果や公共性を考えた提案をすること。
- (3) 自主事業の提案の仕方については、市と協議し承認を得た上で、年度事業計画書に概要を記載すること。なお、事業計画書（提案書）において提案された自主事業であっても、内容によっては実施を認めない又は内容の一部変更等を求める場合がある。
- (4) 川崎市と協議し、承認を得た上で年度事業計画書に記載した自主事業については、改めて許可を得る必要がないものとする。なお、自主事業の内容は、誰もが広く利用又は参加できるように配慮すること。

(例：芝生広場や軟式野球場を利用したスポーツ教室、ヨガ教室、子ども向けイベントなど)

また、あらかじめ市の承認を得た上で、供用時間外において、本施設を活用した各種取組が可能

であるものとする。

(例：瀟秀園での鈴虫の音色を楽しむ夕べ、夏の夜の二胡演奏会など)

- (5) 自主事業は、指定管理者が料金を徴収し、自己の収入とすることができるものとし、料金設定は指定管理者の提案により市と協議の上、決定するものとする。
- (6) 自主事業で得た収益は、できるかぎり公園及び公園施設に還元を図る観点から、自主事業提案時にどのように還元をしていくかを具体的に記載すること。

## 6 自主事業の条件等

- (1) イベント等を開催する場合、公序良俗に反するおそれのある企画についてはこれを認めない。
- (2) 施設の利用方法により特別に官公庁に届出が必要な場合は、関係法令に従って手続きを行うよう団体等に指導を行い、確認すること。
- (3) 各種イベント等の開催に際しては、近隣住民に対して騒音等により、迷惑を掛けないよう配慮すること。また、苦情を受けた場合は、誠実に対応すること。
- (4) 公園の施設・樹木等を破損しないよう注意するとともに、破損した場合は、指定管理者の負担で元の状態に戻すこと。
- (5) 一般の公園利用を妨げないこと。また、事故が発生しないよう注意し、第三者に損害を与えた場合は、指定管理者の負担で処理すること。
- (6) イベント等終了後は後片付けを速やかに行い、ごみは持ち帰るなど指定管理者が責任をもって処理すること。
- (7) 車両の乗入れが必要な場合は、人員を配置して安全の確保に努めること。作業終了後は速やかに車両を公園内から移動させること。
- (8) 公園内で飲食を提供する場合は、各種法令上必要な許可を得ること。また各種法令上必要な届出がある場合も、期日までに提出すること。
- (9) 公園内で飲食を提供する場合は、調理・洗浄等で公園内にある電気、水道、下水道（排水）施設（設備）を流用しないこと。
- (10) 周辺の通行の妨げとならないよう、十分に配慮すること。
- (11) イベント等で使用するやぐら（舞台）・テントは、安全及び荒天時の対策を万全にした上で、設置すること。
- (12) 新型コロナウイルス等感染症拡大防止に配慮しながら、事業の実施、延期又は中止の判断をすることとし、実施する場合には十分な対策（マスク着用やアルコール消毒等）を行うこと。
- (13) 都市公園法、川崎市都市公園条例、同条例施行規則及びその他関係法令を遵守すること。

## 7 売店、自動販売機等の便益施設の設置

本施設に飲料や菓子類・公園利用に資する物品等を販売する売店や自動販売機を設置することができる。この場合、都市公園法第5条に基づく許可が必要となる。なお、指定管理者は設置及び当該便益施設の維持管理・運営に関わる一切の費用を負担すること。

## 8 野球場における施設の有効活用と利用率向上の取組の実施

野球場は、休日には多くの利用があるが、平日には比較的予約が少なく利用されない日時も散見される状況である。利用状況を勘案し、予約が見込みにくい日時においては、施設の有効活用と利用率向上のため、健康体操講座やスポーツ教室等野球場としての機能を損ねない範囲で実施できる取組を積極的に提案すること。取組の実施に向けては、実施内容の決定、広報、募集等に必要な期間を十分に見込んだ上で事前に施設の利用枠を確保することとなるので、あらかじめ市と協議をすること。

## 9 地域包括ケアシステムに関する取組の実施

本市では、全ての地域住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進している。

地域包括ケアシステムを実現するためには自助（自分自身のケア）、互助（みんなの支え合い）、共助（社会保険制度）、公助（行政サービス）による取組が必要であり、地域住民、事業者、行政などが一体となって取組を進めることが重要である。

少子高齢化が進展し、地域住民同士のつながりの希薄化などが指摘される中、地域づくりやみまもり、防災・防犯など、地域住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるための様々な取組が求められている。公園を一つの地域資源と捉え、指定管理者として地域包括ケアシステムに資する取組について、どのようなことができるか提案すること。

### 【提案例】

公園の管理運営に係わる職員が指定管理期間内に「認知症サポーター養成講座」を受講するなど、福祉に関する見識を高め、園内の見守り活動について実行性を確保する。受講した講座等については一覧表を作成し、年度末の報告時に提出する。

【参考】川崎市地域包括ケアシステムポータルサイト

<https://www.kawasaki-chikea.jp/>

別表1

## 大師公園有料駐車場収支実績（税込）

単位：千円

科目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	備考
収入の部				
駐車場売上	17,806	17,850	16,454	
支出の部				
駐車場清算金管理	1,814	1,831	1,848	委託
駐車場管理許可使用料	4,271	4,271	4,271	川崎市へ納入
精算機設置許可手数料	19	19	19	川崎市へ納入
減価償却（非課税）	1,727	1,727	1,727	駐車場精算機
年末年始警備	830	815	1,681	委託
諸経費	8	961	22	雑費、本部経費等
合計	8,670	9,624	9,568	
収支差額	9,136	8,226	6,885	

※令和4年度からは駐車場管理が指定管理業務となるため駐車場管理許可使用料の納入不要

別表2

## 令和2年度 大師公園有料施設等利用実績

	テニスコート			軟式野球場						少年野球場		
	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数		使用数		使用率		使用可能数	使用数	使用率
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
4月	117	98	83.8%	54	9	14	0	25.9%	0%	60	1	1.7%
5月	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0%	0	0	0%
6月	357	247	69.2%	168	26	32	5	19.0%	19.2%	180	60	33.3%
7月	369	216	58.5%	174	27	41	0	23.6%	22.2%	186	73	39.2%
8月	369	319	86.4%	174	27	28	1	16.1%	3.7%	186	112	60.2%
9月	357	247	69.2%	168	26	41	1	26.2%	3.8%	180	86	47.8%
10月	369	272	73.7%	174	27	34	4	19.5%	14.8%	186	76	40.9%
11月	267	242	90.6%	112	26	39	3	34.8%	11.5%	120	53	44.2%
12月	249	228	61.6%	104	0	26	0	25.0%	0%	112	42	37.5%
1月	240	206	85.8%	100	0	16	0	16.0%	0%	56	28	50.0%
2月	249	230	92.4%	104	0	45	0	43.3%	0%	8	8	100.0%
3月	276	226	81.9%	145	27	53	1	36.6%	3.7%	155	57	36.8%
合計	3,219	2,531	78.6%	1,477	195	372	21	25.2%	10.8%	1,429	596	41.7%

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い4月11日～5月31日は施設利用休止

平成31年度 大師公園有料施設等利用実績

	テニスコート			軟式野球場						少年野球場		
	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数		使用数		使用率		使用可能数	使用数	使用率
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
4月	357	257	72.0%	168	26	60	11	35.7%	42.3%	180	89	49.4%
5月	372	306	82.3%	174	27	92	12	52.9%	44.4%	186	88	47.3%
6月	357	252	70.6%	168	26	45	10	26.8%	38.5%	180	73	40.6%
7月	369	241	65.3%	174	27	30	8	17.2%	29.6%	186	74	39.8%
8月	369	287	77.8%	174	27	54	6	31.0%	22.2%	186	91	48.9%
9月	357	273	76.5%	168	26	59	10	35.1%	38.5%	180	93	51.7%
10月	369	229	62.1%	174	27	46	9	26.4%	33.3%	186	61	32.8%
11月	267	204	76.4%	108	26	49	15	45.4%	57.7%	120	51	42.5%
12月	249	199	79.9%	100	0	43	0	43.0%	0%	108	34	31.5%
1月	240	168	70.0%	96	0	27	0	28.1%	0%	108	30	27.8%
2月	258	222	86.0%	104	0	71	0	68.3%	0%	116	43	37.1%
3月	276	221	80.1%	143	27	62	4	43.4%	14.8%	155	5	3.2%
合計	3,840	2,859	74.5%	1,758	239	638	85	36.3%	35.6%	1,891	732	38.7%

平成30年度 大師公園有料施設等利用実績

	テニスコート			軟式野球場						少年野球場		
	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数		使用数		使用率		使用可能数	使用数	使用率
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
4月	357	253	70.9%	183	30	54	10	29.5%	33.3%	180	89	49.9%
5月	372	308	82.8%	182	30	91	12	50.0%	40.0%	182	88	48.4%
6月	357	256	71.7%	182	30	44	9	24.2%	30.0%	180	73	40.6%
7月	369	242	65.6%	184	30	28	8	15.2%	4.3%	183	74	40.4%
8月	369	286	77.5%	167	28	43	5	25.7%	3.0%	185	91	49.2%
9月	360	274	76.1%	181	30	60	11	33.1%	6.1%	178	93	52.2%
10月	363	229	63.1%	170	30	45	9	26.5%	30.0%	186	61	32.8%
11月	267	204	76.4%	108	25	47	15	43.5%	60.0%	120	51	42.5%
12月	249	200	80.3%	104	0	43	0	41.3%	0%	112	34	30.4%
1月	240	168	70.0%	100	0	27	0	27.0%	0%	108	30	27.8%
2月	257	222	86.0%	107	0	70	0	65.4%	0%	109	43	39.4%
3月	279	222	79.6%	145	31	63	5	43.4%	16.1%	155	5	3.2%
合計	3,840	2,864	74.6%	1,813	264	615	84	33.9%	31.8%	1,878	732	39.0%

## 令和2年度 桜川公園・池上新田公園・小田公園軟式野球場利用実績

	桜川公園			池上新田公園			小田公園		
	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率
4月	50	15	30.0%	39	10	25.6%	49	4	8.2%
5月	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
6月	148	40	27.0%	117	47	40.2%	148	45	30.4%
7月	153	41	26.8%	121	31	25.6%	143	50	35.0%
8月	158	36	22.8%	136	43	31.6%	155	31	20.0%
9月	146	49	33.6%	134	52	38.8%	147	49	33.3%
10月	154	42	27.3%	136	46	33.8%	150	46	30.7%
11月	129	45	34.9%	130	42	32.3%	132	54	40.9%
12月	77	17	22.1%	100	13	13.0%	97	35	36.1%
1月	88	20	22.7%	90	16	17.8%	92	27	29.3%
2月	88	43	48.9%	96	36	37.5%	96	59	61.5%
3月	100	36	36.0%	106	32	30.2%	104	42	40.4%
合計	1,291	384	29.7%	1,205	368	30.5%	1,313	442	33.7%

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い4月11日～5月31日は施設利用休止

## 平成31年度 桜川公園・池上新田公園・小田公園軟式野球場利用実績

	桜川公園			池上新田公園			小田公園		
	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率
4月	151	57	37.7%	154	65	42.2%	148	49	33.1%
5月	151	43	28.5%	154	67	43.5%	153	63	41.2%
6月	149	36	24.2%	149	64	43.0%	148	47	31.8%
7月	153	32	20.9%	153	38	24.8%	151	38	25.2%
8月	149	53	35.6%	152	55	36.2%	148	55	37.2%
9月	151	67	44.4%	153	79	51.0%	145	60	41.1%
10月	154	42	27.3%	157	42	26.8%	153	53	34.6%
11月	116	45	38.8%	114	37	32.5%	120	52	43.3%
12月	104	31	29.8%	112	24	21.4%	108	36	33.3%
1月	104	22	21.2%	108	18	16.7%	104	36	34.6%
2月	112	50	44.6%	108	48	44.4%	111	66	59.5%
3月	97	55	56.7%	72	42	58.3%	83	53	63.9%
合計	1,591	533	33.5%	1,586	579	36.5%	1,572	608	38.7%

平成30年度 桜川公園・池上新田公園・小田公園軟式野球場利用実績

	桜川公園			池上新田公園			小田公園		
	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率
4月	147	67	45.6%	146	63	43.2%	148	55	37.2%
5月	154	52	33.8%	155	70	45.2%	151	62	41.1%
6月	143	45	31.5%	150	59	39.3%	144	53	36.8%
7月	156	56	35.9%	152	66	43.4%	151	67	44.4%
8月	155	55	35.5%	152	48	31.6%	153	59	38.6%
9月	146	37	25.3%	154	49	31.8%	142	53	37.3%
10月	155	51	32.9%	153	52	34.0%	152	57	37.5%
11月	116	43	37.1%	110	41	37.3%	118	57	48.3%
12月	110	32	29.1%	32	24	75.0%	112	45	40.2%
1月	108	23	21.3%	32	20	62.5%	108	40	37.0%
2月	112	42	37.5%	32	26	81.3%	112	61	54.5%
3月	125	57	45.6%	54	40	74.1%	124	59	47.6%
合計	1,627	560	34.4%	1,322	558	42.2%	1,615	668	41.4%

別表4

令和2年度 各公園有料施設収入状況実績

	大師公園		桜川公園	池上新田公園	小田公園
	テニスコート	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場
4月	376,500	203,000	100,000	76,250	77,500
5月	162,000	35,000	10,000	15,000	22,500
6月	12,750	2,500	2,500	5,000	2,500
7月	397,500	134,500	87,500	70,000	85,000
8月	377,250	178,250	51,250	53,750	105,000
9月	525,750	39,500	45,000	61,250	38,750
10月	444,000	72,000	65,000	65,000	57,500
11月	414,750	91,000	46,250	50,000	82,500
12月	435,750	79,000	72,500	62,500	82,500
1月	401,250	64,000	20,000	35,000	62,500
2月	354,000	55,000	50,000	32,500	52,500
3月	406,500	97,500	92,500	92,500	112,500
合計	4,308,000	1,051,250	642,500	618,750	781,250

平成31年度 各公園有料施設収入状況実績

	大師公園		桜川公園	池上新田公園	小田公園
	テニスコート	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場
4月	360,750	0	113,750	75,000	127,500
5月	453,750	207,000	87,500	92,500	80,000
6月	514,500	267,500	105,000	100,000	102,500
7月	425,250	193,000	65,000	66,250	102,500
8月	456,000	202,750	50,000	52,500	67,500
9月	502,500	121,750	90,000	98,750	92,500
10月	484,500	255,250	75,000	88,125	75,000
11月	378,000	157,000	90,000	56,250	108,750
12月	360,000	280,250	80,000	70,000	85,000
1月	358,500	159,500	57,500	60,000	65,000
2月	291,000	89,000	60,000	40,000	50,000
3月	399,000	181,250	107,500	105,000	160,000
合計	4,983,750	2,114,250	981,250	904,375	1,116,250

平成30年度 各公園有料施設収入状況実績

	大師公園		桜川公園	池上新田公園	小田公園
	テニスコート	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場
4月	333,000	223,500	110,000	87,500	125,000
5月	423,750	199,000	130,000	82,500	92,500
6月	489,000	283,500	98,750	80,000	95,000
7月	429,000	101,000	73,750	92,222	77,500
8月	447,750	309,000	77,500	95,000	95,000
9月	489,000	149,500	63,750	90,000	80,000
10月	399,000	151,500	62,500	61,250	72,500
11月	481,500	231,500	97,500	71,250	75,000
12月	378,000	168,500	87,500	75,000	92,500
1月	381,750	27,000	67,500	72,500	65,000
2月	341,250	0	65,000	50,000	105,000
3月	333,000	0	67,500	62,500	125,000
合計	4,926,000	1,844,000	1,001,250	919,722	1,100,000

別表5

## 大師公園自動販売機収支実績

単位：円

科目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	備考
収入の部				
自動販売機売上	3,584,613	3,772,781	3,946,157	自販機6台
支出の部				
電気代	57,435	84,684	79,587	
設置許可手数料	15,000	14,400	14,400	川崎市へ納入
合計	72,435	99,084	93,987	
収支差額	3,512,178	3,673,697	3,852,170	

別表6

## 令和2年度大師公園年末年始及び繁忙期警備体制

日時	人数
12月31日(木)午後5時～1月1日(金)午前8時30分(夜間)	4人
1月1日(金)午前8時30分～午後5時(日中)	4人
1月1日(金)午後5時～1月2日(土)午前8時30分(夜間)	1人
1月2日(土)午前8時30分～午後5時(日中)	4人
1月2日(土)午後5時～1月3日(日)午前8時30分(夜間)	1人
1月3日(日)午前8時30分～午後5時(日中)	4人
1月3日(日)午後5時～1月4日(月)午前8時30分(夜間)	1人
1月4日(月)午前8時30分～午後5時(日中)	3人
1月5日(火)・6日(水)・7日(木)午前9時～午後5時(日中)	3人
1月8日(金)午前9時～午後5時(日中)	2人
1月9日(土)・10日(日)・11日(月)午前9時～午後5時(日中)	3人
1月12日(月)から29日(金)までの平日午前9時～午後5時(日中)	1人
1月16日(土)から24日(日)までの土日午前9時～午後5時(日中)	3人
1月30日(土)・31日(日)午前9時～午後5時(日中)	2人
2月6日(土)・7日(日)午前9時～午後5時(日中)	1人

別表7

## 大師公園廃棄物処理実績

種別	平成30年度	平成31年度	令和2年度
一般ゴミ	11,199 kg	28,964 kg	34,435 kg
缶・ビン・ペットボトル(70L)	92袋	56袋	114袋

## 備品一覧

	品名	数量	備考
大師公園	書庫	3	管理事務所
	更衣ロッカー	3	3人用 管理事務所
	スチール棚	1	4段 管理事務所
	事務机	2	片袖スチール 管理事務所、瀋秀園
	回転椅子	2	管理事務所、瀋秀園
	自転車	2	管理事務所、瀋秀園
	時計	1	瀋秀園
	ハンドマイク	1	瀋秀園
	留守番電話	1	管理事務所
	クーラー	1	冷房専用 管理事務所
桜川公園	書庫	1	管理事務所
	更衣ロッカー	1	3人用 管理事務所
	スチール棚	1	4段 管理事務所
	事務机	2	片袖スチール 管理事務所
	回転椅子	4	管理事務所
	ファックス付き電話機	1	管理事務所
	エアコン	2	管理事務所
	高压洗浄機	1	管理事務所
池上新田公園	書庫	1	管理事務所
	事務机	1	片袖スチール 管理事務所
	回転椅子	1	管理事務所
	ファックス付き電話機	1	管理事務所
	エアコン	1	管理事務所
小田公園	更衣ロッカー	1	3連2段 管理事務所
	事務机	1	片袖スチール 管理事務所
	回転椅子	1	管理事務所
	ファックス付き電話機	1	管理事務所
	エアコン	1	管理事務所

## 大師公園配備 資機材類備品一覧

(従前大師公園指定管理者購入・市帰属分)

No.	品名	形状	数量	設置・保管場所	備考
1	放送設備一式		1	大師球場	野球大会用
2	ホームベース木台付		1	球場 ベース下	使用済み
3	背付きベンチ		1	ゲートボール場	
4	テニスネット	T-112	1	テニスコート3	
5	テニスネット	KT267	1	テニスコート2	
6	テニスネット	トーエイライト B2286	1	テニスコート1	
7	水中ポンプ	テラダ SSX-500	1	倉庫	
8	水中ポンプ	テラダ SSX-500	1	倉庫	
9	レバーブロック	800kg 吊り	1	倉庫	
10	アルス電動バリカン	DKP-0336	1	倉庫	
11	エアーコンプレッサー	SK-11	1	倉庫	
12	エンジンチェンソー	マキタ MEA3201M	1	倉庫	
13	エンジンブロワ	新ダイワ EB263	1	倉庫	
14	エンジン刈払機	マキタ MEM303	1	倉庫	故障中
15	エンジン刈払機	マキタ MEM303	1	倉庫	
16	エンジン刈払機	ゼノア BC2611	1	倉庫	故障中
17	エンジン刈払機	マキタ MEM303	1	倉庫	
18	エンジン刈払機	マキタ MEM303	1	倉庫	
19	散水ホース	中圧 13K 25A×20m	1	倉庫	
20	散水ホース	中圧 13K 25A×20m	1	倉庫	
21	散水用ホース	40mm×20m	2	倉庫	
22	散水用ホース	40mm×15m	3	倉庫	
23	2連はしご	SX-54D	1	倉庫	
24	三脚	GSU1.0-360	1	倉庫	
25	インパクトドライバー	マキタ	1	倉庫	
26	自転車	ブリジストン 26 インチ	1	バックヤード	
27	折りたたみリヤカー	アルインコ HKM150	1	バックヤード	
28	ルームエアコン	日立 白くまくん	1	管理事務所休憩室	
29	ライオン保管庫	No.330N	1	管理事務所	
30	洗濯機 (二層式)	4.5 kg	1	管理事務所	
31	デジタルカメラ	Nikon COOLPIX W300	1	管理事務所	